国際医療福祉大学IUHWボランティアセンター
ボランティア募集及びボランティア情報の取り扱いに関する方針

2025年7月

国際医療福祉大学IUHWボランティアセンターでは、以下に該当するボランティア募集団体の活動を、 センターを通して紹介します。

1)公益性・公共性が高い活動
2)営利を目的としない活動
3)活動にあたり安全性が高いと判断される活動
4)受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動

1 :ボランティア募集の受付

1) 受付の流れ

①ボランティアセンタ ーへの来室、 電話等でボランティア依頼のご連絡をいただきます。

②ボランティア募集をする団体は、ボランティア募集用紙を提出していただきます。
ボランティア募集用紙は当センターのホームページからダウンロードできます。
⇒ https://otawara.iuhw.ac.jp/volunteer/groups.html

③ご記入いただきました「ボランティア募集用紙」と一緒にパンフレットなど団体概要のわかるもの（1部)、 団体の担当者の名刺（1部)、ボランティア募集チラシ（A4サイズ・任意の部数【3～5部程度】）を郵送、 FAXもしくはe-mailにてボランティアセンターまでお送りください。

④ 「ボランティア募集用紙」 提出後、 必要に応じて具体的な部分の確認を担当者の方とさせていただいた上で、お預かりしたボランティア情報をメール等で学生に周知します。

2)ボランティア募集に当たっての留意事項

①ボランティア募集団体には、規約、役員名簿、活動報告 等の団体の実績が分かる書類等の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

②本学生がボランティア活動をおこなった際に、募集の条件と異なる状況が生じた場合や精神的・肉体的苦痛を受けた場合等には、ボランティアセンターから改善策をご相談させていただきます。改善が難しいと判断された場合は、ボランティア活動の中止や今後の募集を停止させていただく場合もあります。

③原則として、個人の方のボランティア依頼は受け付けません。個人でボランティア募集を希望される場合は、居住地域または通学先・勤務先の社会福祉協議会等のボランティアセンター、その他関連機関へご依頼ください。

④ボランティア募集は、学生ボランティアの紹介を必ず保障するものではありません。メール案内等で、広く学生に募集を呼びかけますが、参加学生が集まらない場合もありますので、ご了承ください。

⑤本学では、万が一に備え、ボランティアをする学生には必ずボランティア保険に加入してもらっています。募集団体の方でも、必ずボランティア保険への加入の状況を確認していただき、未加入者は活動させないようお願いいたします。

2:ボランティア募集をおこなう団体・活動の選定基準

1）ボランティア募集をおこなう団体の範囲

活動分野や範囲、 法人格の有無は問いません。

〔団体例〕:ボランティア・市民活動団体(任意団体、NPO団体)、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人・財団法人等の公益法人、国や地方自治体等

2）ボランティア募集団体の受け入れ体制について

ボランティアの基準や受け入れの担当者が明確であること。

3)以下に該当するボランティア活動は、受付できません。

①営利を目的とする活動

②政治的・宗教的活動を目的とする活動

③活動上、学生の心身に危険が伴うものや、人体に有害なもの

④対象者の人命等にかかわり、 学生では責任を負いきれないと判断される活動

（例:重病人や重症者の世話、嚥下障害のある人の食事介助、水泳監視、ベビーシッター等）

⑤法令に違反するもの

⑥公序良俗に反するもの

⑦ボランティア中に自動車等の運転をともなうものその他事故等の危険性が高いもの

⑧その他不適当だと判断されるもの

3 ： 実際のボランティア活動を進めるうえでの留意事項

ボランティア募集団体と国際医療福祉大学IUHWボランティアセンターは、実際のボランティア活動を進めるにあたり、以下の点に留意することとする。

①ボランティア募集団体は、ボランティア申し込み学生に対し、活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動をはじめる。

②活動をはじめる前には、オリェンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動がはじまった後は、必要に応じて研修・支援等をおこなう。

③ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動をおこなう。

④ボランティア申し込み学生がボランティア保険に加入済みであることを確認してから活動をはじめることとし、保険未加入者は活動させない。

4 :のぞましくないボランティア活動

①活動時間が、労働基準法に定める労働時間を超えるもの(1日8時間、1週間40時間等)
また6時以前の早朝や、22時以後の深夜に行われるもの

②本来有資格者によってなされるべき活動

5 :免責

国際医療福祉大学I UHWボランティアセンターで紹介するボランティアに関して発生した事故等に対し、センターでは一切の責任を負いません。

上記事項をご確認の上、事故防止の配慮を十分に行ってください。